

知っ得！ 情報



教育委員長が選任されました 開業医の水野勝紀氏

瀬戸内市教育委員長に水野勝紀氏（56歳・邑久町上笠加）が選任されました。

教育委員長は、5人の教育委員の中から選挙で選ばれ、教育委員会の会議の取りまとめを行い、教育委員会を代表します。

任期は平成23年12月25日から平成24年12月24日までの1年間です。

水野氏は開業医で平成2年に邑久町上笠加に開院し、平成4年から市内小学校の校医や幼稚園・保育園の園医、平成20年12月から教育委員、平成22年12月から教育委員長職務代理者を務めていました。



水野勝紀教育委員長

また、教育委員として入江明美氏の退任にもない林修氏（52歳・邑久町豊原）が新たに任命されました。

任期は平成23年12月25日から平成27年12月24日までの4年間です。

■問い合わせ先
総務学務課
☎0869・34・5640

国民健康保険加入・脱退の際は届出を 窓口で手続きをしましょう

わが国では、すべての人が何らかの医療保険に加入しなければなりません。

職場の健康保険などに加入

していない人は、市区町村の運営する国民健康保険に加入することになっています。

▽届出が必要です

	こんなとき	手続きに必要なもの
加入するとき	職場の健康保険を脱退したとき	印鑑・職場の健康保険を脱退した証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	印鑑・健康保険の扶養が喪失した証明書
	他の市区町村から転入したとき	印鑑・他の市区町村の転出証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑・母子健康手帳・保険証
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書
脱退するとき	外国人が加入するとき	外国人登録証明書
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑・国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付のときは加入を証明するもの）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑・保険証
	他の市区町村に転出するとき	印鑑・保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	印鑑・保険証・死亡を証明するもの
その他	生活保護を受けるようになったとき	印鑑・保険証・保護開始決定通知書
	外国人が脱退するとき	保険証・外国人登録証明書
	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑・保険証・年金証書
	市内で住所が変わったとき	印鑑・保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	印鑑・保険証
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	印鑑・保険証・在学証明書
	就学のため、別に住所を定めるとき	印鑑・本人であることを証明するもの
	保険証をなくしたとき	印鑑・本人であることを証明するもの
交通事故で治療を受けたとき	印鑑・保険証・事故証明書（写）	

3月末までに 廃車手続き

軽自動車税の納期限は5月

車種	手続き場所・問い合わせ先	手続きに必要なもの
軽自動車（乗用・貨物）	軽自動車検査協会岡山事務所 岡山市北区久米177-3 ☎086-245-3600	印鑑、検査証、住民票、ナンバープレート（廃車時）など ※手続き内容により必要なものが異なりますので、事前に問い合わせ先へ確認することをお勧めします。
軽二輪、自動二輪（125ccを超える二輪車）	中国運輸局岡山運輸支局 岡山市中区藤原24-1 ☎050-5540-2072	
原動機付自転車（125cc以下の二輪車）、小型特殊自動車（農耕用・その他）	税務課 牛窓支所 ☎0869-34-3431 長船支所 ☎0869-26-2001 裳掛出張所 ☎0869-25-0004	・名義変更（市内同士の場合） 印鑑、譲渡証明書または名義変更届、標識交付証明書 ・廃車 印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書

車種別廃車手続き場所

末日ですが、軽自動車税は、4月1日の所有者（使用者）に課税されます。

現在、使用していない車両を所有している人は、上表に より3月末までに廃車の手続きをしてください。

■問い合わせ先 税務課

☎0869・22・1114

ご利用ください 市税の口座振替

市税の納付には、便利で確実な口座振替（自動払込）制度を利用してください。

納期ごとに金融機関などへ出向かなくても、自動的に預貯金から納税できます。忙しい人、留守がちの人には特に便利です。

市税の口座振替を4月納期分（5月1日納期限）から希望する人や、今までは別の口座からの引き落としを希望する人は、税務課、各支所・出張所、市内の金融機関のいずれかの窓口で、早めに手続きを行ってください。口座番号

募集します 市営住宅入居者

市営住宅の入居者を次のとおり募集します。

- ▽募集団地
（団地名、所在地、構造）
福元団地
- ▽規格外 3DK
- ▽戸数 1戸
- ▽家賃 収入により決定
- ▽敷金 家賃の3カ月分
- ▽入居日 4月2日（月）
- ▽申込受付期間
3月1日（木）～15日（木）
午前8時30分～午後5時15分

■問い合わせ・申込先 建設課

☎0869・22・2649

ねんきんのおはなし

国民年金の種別変更



国民年金の加入種別は、次の3種類に分かれており、届出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。

種別変更の届出を忘れると、年金が受け取れないこともあります。

届出は、必要書類を添えて、その都度忘れずに行うようにしましょう。

▽加入種別

- ・第1号被保険者
自営業の人や農業・漁業を営んでいる人とその配偶者20歳以上の学生、フリーターなどが対象。加入や種別変更の届出を市民課 各支所 出張所窓口で行います。
- ・第2号被保険者
会社や官公庁に勤めている人（厚生年金や共済組合に加入している人）が対象。届出は、会社や官公庁が行います。
- ・第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者が対象。届出は、第2号被保険者の勤務先を通じて行います。

▽種別変更となる事例

- ①第2号被保険者が会社などを退職した場合
- ↓第1号被保険者になります。
- また、扶養されていた第3号被保険者も第1号被保険者になります。
- ②第1号被保険者または第3号被保険者が就職した場合
- ↓厚生年金などに加入すると第2号被保険者になります。
- ③会社などを退職して厚生年金などに加入している人の被扶養配偶者になる場合
- ↓第3号被保険者になります。

■問い合わせ先 市民課

☎0869・22・1790
岡山東年金事務所国民年金課
☎086・270・7928

■問い合わせ先
市民課
☎0869・22・1790